

## 要介護者等同居世帯向け住宅入居取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北海道営住宅条例施行規則第8条に定める特定目的住宅のうちその他の特定目的住宅と知事が認める「要介護者等同居世帯向け住宅」に関して公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)、北海道営住宅条例(平成9年北海道条例第11号。以下「条例」という。)及び同施行規則(平成9年北海道規則第42号。以下「規則」という。)に規定するほか、必要な事項について定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 介護等を要するもの介護保険法第7条第3項若しくは同条第4項に規定するものをいう。
- 二 一般公募条例第4条の規定による道営住宅の入居の募集のうち、入居申込みの期限を定めてするものをいう。
- 三 随時公募条例第4条の規定による道営住宅の入居の募集のうち、現に入居者のいない道営住宅(以下「空家住宅」という。)について、入居申込みの期限を定めないのであるものをいう。

### (住宅の指定)

第3条 北海道公営住宅入居選考要綱第12条第1項に基づき、札幌市道営季実の里団地のうち、介護等を要するものと同居するために必要な仕様を備えている8戸を要介護者等同居世帯向け住宅(建設特目住宅)として指定する。

### (入居の募集)

第4条 要介護者等同居世帯向け住宅の入居の募集は、一般公募により行うものとする。

2 総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)は、一般公募により入居者を募集したにもかかわらず入居者が募集した戸数に満たなかったことにより空家住宅がある場合であって、一般公募によらなくても入居しようとする者の公平を逸しないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、当該住宅に限り入居者募集を随時公募によって行うことができる。

### (入居対象者)

第5条 要介護者等同居世帯向け住宅の対象者は、介護を要する者と同居している又はしようとしている者とする。

### (入居対象者の判定)

第6条 総合振興局長等は、市町村長が交付する介護保険被保険者証により前条に定める入居対象者の判定を行う。

### (入居の申込み)

第7条 一般公募により、入居者を募集する要介護者等同居世帯向け住宅に入居申込みをしようとする者は、前条に該当し、当該住宅に入居を希望するときは規則第6条第1項の入居申込書にその旨記載して申し込まなければならない。

2 要介護者等同居世帯向け住宅への入居を希望する者は、入居申込みの際、前条に定める当該特定目的住宅に入居する要件に該当していることを証する書面を添付して入居の申込みをしなければならない。

### (入居者の選考)

第8条 要介護者等同居世帯向け住宅の入居選考は、前条の規定により入居申込みの際、当該住宅に入居を希望した者から選考する。

2 前項の入居を希望した者が募集する特定目的住宅の戸数を超えるときは、公開抽選により入居者を選考するものとする。

(入居後の状況変化)

第9条 総合振興局長等は、入居後の身体状況の変化若しくは家族構成の変化などにより介護等を要しなくなった場合、当該入居者に対して、当該住宅を明け渡すよう指導するものとする。

2 前項において、総合振興局長等は、当該入居者が法第23条に規定する入居資格者であるときは、他の公営住宅の斡旋を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、入居選考等に必要な事項は、「北海道公営住宅入居選考要綱」による。

附則

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。